



宮 崎 県 公 報

平成22年5月31日（月曜日）号外第46号の3

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

告 示

宮崎県告示第 318号の3

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成22年宮崎県告示第305号の2）を次のとおり変更する。

平成22年5月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 搬出を制限する区域

(1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 305号の2の1の(3)に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 宮崎市橋通東1丁目、橋通東2丁目、橋通東3丁目、橋通東4丁目、橋通西2丁目、橋通西3丁目、橋通西4丁目、旭1丁目、旭2丁目、宮田町、別府町、広島1丁目、広島2丁目、老松1丁目、老松2丁目、瀬頭2丁目、錦町、高千穂通1丁目、高千穂通2丁目、大和町、堀川町、瀬頭町、宮崎駅東2丁目、桜町、清水3丁目、大橋1丁目、大橋2丁目、大橋3丁目、大工1丁目、大工2丁目、大工3丁目、鶴島3丁目、松橋2丁目、末広1丁目、末広2丁目、元宮町、高松町、西高松町、南高松町、北高松町、千草町、中央通、上野町、大塚町の一部（権現昔、西ノ原、横立、原ノ前、原、時宗、祝子前及び樋ノ口）、昭栄町、新栄町、稗原町、吉村町の一部（南田、内柿本、尻溝、下藪、前田、北中、西中、図公、別府原、孫堀、大町、大町前、宮ノ前、寺ノ前、寺ノ下、今村前、今村、南今村、長田、中原、南浜田、稗原、曾師中、曾師前、堂ノ後、下り松、下別府及び橋出）、曾師町、宮脇町、浄土江町、昭和町、永楽町、大王町、一の宮町、日ノ出町、港2丁目、港3丁目、港東3丁目、宮崎駅東1丁目、大塚台東1丁目、大塚台西1丁目、小松台南町、大字浮田の一部（古城、西野苗、鳥越、溝頭、佃前、大工給、犬ノ馬場、照明院及び除橋）、大字富吉の一部（出下）、大字柏原の一部（横枕及び倉瀬）及び大字小松の一部（口ノ坪及び風穴）

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 305号の2の2の(3)に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 宮崎市佐土原町下那珂の一部（深草、下山、伊賀給、片瀬原、牧掘、東田、峰前、七ヶ廻、西九坪、城ヶ峰、檜、菌内、岩瀬、五反田、南田、黒坊、諏訪山、田淵田、成枝権現、馬場住、白坂、萩原、鳥越、曲田、橋口、堤下、押ヶ崎、久保田、伊勢下、榎木田、福塚、浮橋及び釈迦橋）、佐土原町東上那珂の一部（中野丸、内田及び小町）、佐土原町西上那珂の一部（森園）、大字島之内の一部（日下、森田、内ノ丸、栢山、野中、城川、檜、苅溝、成尾、岩瀬、久保田、堀内、松ヶ崎、不動坊、下之藪、新川、古川、拂崎、北山及び前田）及び大字広原の一部（野田、堀田、前原、稲荷出、志戸前、式俣迫、三枝、塚森、上大迫、北園及び宗源寺）